

令和4年3月31日付け県公報号外第26号静岡県人事委員会訓令第1号（静岡県人事委員会事務決裁規程の一部改正）中、次のとおり訂正する。

ページ 行

3 上から2及び3

誤

(4) 課員に対する週休日の振替、4時間の勤務時間の割振り及び代休日の指定

(3) 課員に対する週休日の振替、半日勤務時間の勤務時間の割振り及び代休日の指定

正

(4) 課員に対する週休日の振替、4時間の勤務時間の割振り、代休日及び時間外勤務代休時間の指定

(3) 課員に対する週休日の振替、半日勤務時間の勤務時間の割振り、代休日及び時間外勤務代休時間の指定